

国民健康保険特定健康診査・

後期高齢者健康診査について

市民課保険年金係 ☎ 1148
三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884

糖尿病などの生活習慣病

の早期発見と健康管理のため、特定健康診査および後期高齢者健康診査を7月～11月の期間で実施します。年に一度の大切な健康診査です。現在通院中のかたも、治療の検査では見つからない異常が健康診査で発見される場合があります。ぜひ受診してください。

○特定健康診査

対象者 国民健康保険加入者で、年度内に40歳～74歳（一部75歳）になるかた

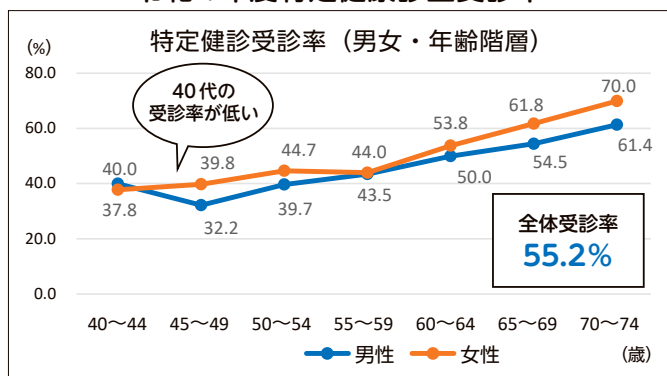
受診方法 予約が必要な場合がありますので、受診される前に医療機関へ問い合わせてください。

持ち物 保険証、受診券、質問票

※受診券などは、6月末に送付します（鳥羽市国民健康保険事業の人間ドックを受診されるかたには送付されません）。

受診期間 7月1日（月）～11月30日（土）

～令和4年度特定健康診査受診率～



月30日（土）

※75歳の誕生日を迎えるかたは、誕生日の前日までになります。

自己負担額 無料

その他 国民健康保険の特定健康診査を受診せずに、会社などの健康診査や自身で人間ドックを受診されるかたは、健診結果を市民課まで提出してください。ひとりで

○後期高齢者健康診査

対象者 8月末までに後期高齢者医療制度の加入者となるかた

受診券の送付 受診券は三重県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に送付します。ただし、75歳の誕生日を5月～7月に迎えるかたには8月中旬に、8月に迎えるかたには9月中旬に送付します。

自己負担額 無料

※受診方法、持ち物、受診期間については、特定健康診査と同様です。

国民年金保険料の免除・猶予制度

市民課保険年金係 ☎ 1128
伊勢年金事務所
ねんきんダイヤル ☎ 0570 1165

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

- ① 全額免除・一部免除制度
- ② 納付猶予制度
- ③ 学生納付特例制度

表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は減額された保険料を納付していることが必要です。（※1）

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきますので注意してください。また保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、つぎいつときに障害

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除（※1）	納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 （受給資格期間に算入されるか）	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 受給資格期間に 算入されるか	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
年金額に反映 されるか	○ されます	○ 2分の1が 反映されます	△ 免除割合に応じて 反映されます	× されません	× されません

URL <https://www.nenkin.go.jp/tokuseisu/20kanyu.html>

基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難なときは①～③の申請をしましょう。
※日本年金機構のホームページでは、国民年金制度についての動画を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

産前産後期間の免除制度があります。年金受給額が減額されることなく出産前後の保険料が免除される制度です。くわしくは、問い合わせてください。

※産前産後期間の免除制度について、左記の市ホームページでも詳細を確認できます。